



平成 25 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社バイク王 & カンパニー
代 表 者 名 代表取締役会長 石川 秋彦
(コード番号 3377 東証二部)
問 合 せ 先 取締役コーポレート部門・コミュニケーション部門 山 縣 俊
(TEL. 03-6803-8855)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施および単元株制度の採用について決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において「定款の一部変更の件」を平成 25 年 2 月 26 日開催予定の第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施および単元株制度を採用することについては、平成 25 年 2 月 26 日開催予定の第 15 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

記

1. 株式分割および単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、証券市場の流動性および利便性の向上を図るため、当社の株式の売買単位を 100 株といたします。

これにともない、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割および単元株制度の採用にともなう実質的な投資単位の変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 5 月 31 日（金）最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 5 月 31 日（金）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | : 152,856 株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | : 15,132,744 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | : 15,285,600 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | : 60,000,000 株 |

(注) 上記株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① 基準日 公告日 | 平成 25 年 5 月 16 日（木） |
| ② 基準日 | 平成 25 年 5 月 31 日（金） |
| ③ 効力発生日 | 平成 25 年 6 月 1 日（土） |

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割にともない、新株予約権の目的となる株式についても平成25年6月1日以降、次のとおり調整されます。

	株主総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権	平成22年11月25日	24,675円	247円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成25年6月1日(土)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年6月1日(土)

(参考) 平成25年5月29日(水)をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用にともない、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づき、平成25年6月1日(土)をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設いたします。
- ③ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、第8条(単元未満株主の権利)を新設いたします。
- ④ 株主の皆様の便宜を図るため、第9条(単元未満株主の売渡請求)を新設いたします。
- ⑤ 第6条の変更および第7、8、9条の新設ならびにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条および第2条を新設いたします。

(下線部分が変更箇所)

現行規程	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>600,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>(単元未満株主の権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式

現行規程	変更案
	<p><u>について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株主の売渡請求)</u></p> <p><u>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当社に請求することができる。</u></p> <p>第 10 条～第 48 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 第 6 条の変更並びに第 7 条乃至第 9 条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 6 月 1 日とする。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条の規定は、平成 25 年 6 月 1 日をもってこれを削除する。</u></p>
(新設)	
第 7 条～第 45 条 (条文省略)	
(新設)	
(新設)	

以 上